

福祉用具購入に関するQ&A

No	質 問	回 答
1	別府市に住民票を置いているが、実際は住民票住所ではなく親族宅で生活している。その親族宅で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	やむなき事情等により住民票住所では生活できない場合などにおいて、その親族宅が本人の生活の本拠地としてケアプランが作成されており、その親族宅で福祉用具を使用するというのであれば、支給対象となります。
2	生活の本拠地は自宅であるが、自宅と親族宅を行ったり来たりしながら生活している。その親族宅で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	特定福祉用具購入では、生活の本拠地で使用される福祉用具のみが支給対象となることから、生活の本拠地以外で使用する福祉用具は、支給対象となりません。
3	集合住宅の共同浴場（同一敷地内）で使用する入浴補助用具を購入した場合、支給対象となるか。 ※ここでいう集合住宅とは、老人福祉法で定める各種老人ホーム、介護保険施設及びサービス付き高齢者向け住宅を除くマンション、アパート、団地を指す。	集合住宅の場合、生活の本拠地は原則として住所に表記されている部屋番号内部（以下、「自室」という）であると考えます。したがって、共同浴場ではなく自室の浴室での使用を前提とする場合は支給対象となります。なお、自室に浴室がない場合、その集合住宅の住民は同一敷地内の共同浴場での入浴を前提とされているならば支給対象となります。
4	浴室のない一戸建てに居住しているが、自宅の敷地外の共同浴場や親族宅で使用する入浴補助用具を購入した場合、支給対象となるか。	この質問における共同浴場や親族宅は生活の本拠地ではないため支給対象となりません。
5	ポータブルトイレを購入したいが、家具調のものなど高額なものであっても支給対象となるか。	家具調のものなど高額なものであっても本人が選択すれば支給対象となりますが、標準型のものではなく高額なものを選択した理由を福祉用具貸与・販売計画等に記載のうえ、その写しを提出してください。
6	本人が償還払か受領委任払を選択するにあたって、福祉用具専門相談員が説明しなければならないことはあるか。	選択にあたって、本人の経済的負担や対象の福祉用具の利用開始時期等を考慮しつつ、購入申請の審査によっては支給対象にならない可能性があることを説明する必要があります。 なお、要介護認定の新規申請中、区分変更申請中及び介護保険法第69条に基づく給付額減額の期間中においては、受領委任払は選択できないため注意が必要です。
7	過去に福祉用具を購入し購入費が支給されているが、同一の福祉用具を再購入する場合でも支給対象となるか。 （例：5年前に入浴用いすの購入費を支給されたが、再び入浴用いすを購入する場合）	原則として、同一の福祉用具の再購入は支給対象とはなりませんが、本人の身体・介護状況の変化の経緯や既に購入した福祉用具の使用が困難であること等に合理的な理由があると認められれば、支給対象とする場合があるため、必ず事前に市（保険者）へ相談してください。